

利用料金説明書 《抜粋版》
特別養護老人ホームこもれびの里 せせらぎ
《ユニット型施設》

平成30年8月1日現在

＜サービス利用料金（1日あたり）＞

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度及び介護保険負担割合証に記載されている負担割合をご負担頂きます。

○ユニット型介護福祉施設サービス費

要介護度	一日当たりの 利用料金	一日当たりの自己負担額		
		負担割合1割	負担割合2割	負担割合3割
要介護1	6,360円	636円	1,272円	1,908円
要介護2	7,030円	703円	1,406円	2,109円
要介護3	7,760円	776円	1,552円	2,328円
要介護4	8,430円	843円	1,686円	2,529円
要介護5	9,100円	910円	1,820円	2,730円

- ア. ご利用者が、まだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。
- イ. 要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために、必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ウ. 介護保険からの給付額に変更があった場合及び要介護度に変更があった場合並びに介護保険負担割合に変更があった場合には、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- エ. 居住費・食費に係る額は、各市町村の「介護保険負担限度額認定制度」により認定を受けた認定証に記載している負担限度額（第1段階～第3段階）になります。また、認定証の交付を受けていないご利用者は、基準費用額（第4段階）になります。

○居住費、食費の負担限度額（日額）

負担段階	居住費 (個室)	食費
第1段階	820円	300円
第2段階	820円	390円
第3段階	1,310円	650円
第4段階	1,970円	1,380円

- ア. 上記サービス利用料金の他、次の介護給付サービス加算をご負担いただきます。
- イ. 加算の算定にあたりましては、職員の体制、サービスの提供状況により算定する項目が変更になる場合があります。

○介護給付サービス加算

注	加算種別	一日当りの費用	サービス利用に係る自己負担額			
			負担割合1割	負担割合2割	負担割合3割	
1	初期加算	300円	30円	60円	90円	
2	外泊時加算	2,460円	246円	492円	738円	
3	夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	270円	27円	54円	81円	
4	看護体制加算(Ⅰ)イ	60円	6円	12円	18円	
5	看護体制加算(Ⅱ)イ	130円	13円	26円	39円	
6	日常生活継続支援加算(Ⅱ)	460円	46円	92円	138円	
7	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	180円	18円	36円	54円	
8	栄養マネジメント加算	140円	14円	28円	42円	
9	経口移行加算	280円	28円	56円	84円	
10	経口維持加算(Ⅰ)	4,000円/月	400円/月	800円/月	1,200円/月	
11	療養食加算	60円/回	6円/回	12円/回	18円/回	
12	退所前訪問相談援助加算	4,600円	460円	920円	1,380円	
13	退所後訪問相談援助加算	4,600円	460円	920円	1,380円	
14	退所時相談援助加算	4,000円	400円	800円	1,200円	
15	退所前連携加算	5,000円	500円	1,000円	1,500円	
16	在宅復帰支援機能加算	100円	10円	20円	30円	
17	若年性認知症入所者受入加算	1,200円	120円	240円	360円	
18	口腔衛生管理体制加算	300円	30円	60円	90円	
19	認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,000円	200円	400円	600円	
20	看取り介護加算(Ⅰ)	死亡日以前4日以上 30日以下	1,440円	144円	288円	432円
		死亡日の前日及び 前々日	6,800円	680円	1,360円	2,040円
		死亡日	12,800円	1,280円	2,560円	3,840円
21	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	基本料金と各種加算の合計額の6.0%に相当する額の1割又は2割又は3割をお支払い頂きます。				

(4) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

1) 特別な居室

特別養護老人ホームこもればの里せせらぎには、特別な居室はございません。

2) 特別な食事(酒を含みます)

ご契約者(ご利用者)の希望に基づいて、特別な食事を提供した場合。

○利用料金：要した費用の実費

3) 理・美容サービス

原則として、

ア 月に2回、理容師の出張により、サービス(調髪・顔剃)

○理容料金：1回当たり 1,500円から

イ 月に1回、美容師の出張により、サービス(カット)

○美容料金：1回当たり 2,000円から

をご利用いただきます。

4) 貴重品の管理

ご契約者（ご利用者）の希望により、貴重品管理サービスを、ご利用いただけます。
詳細については、以下の通りです。

ア. 管理する金銭の形態：事業所の指定する金融機関に預け入れている預金

お預かりするもの：

上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

イ. 保管管理者：施設長

ウ. 出納方法：手続きの概要は以下のとおりです。

①預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

②保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

③保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しを契約者へ交付します。

○ 利用料金：無料

5) レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動等に参加していただけます。
なお、利用料金として材料代等の実費をいただきます。

< 例 >

ア. 主なレクリエーション等の行事予定 ※各月お誕生会を行います。

月	行事とその内容（例）
1月	・新年会
2月	・節分
3月	・ひな祭り
4月	
5月	・花見 ・植樹祭 ・避難訓練
6月	・運動会
7月	・夏祭り ・花火鑑賞会
8月	・追悼式
9月	・敬老会
10月	・菊祭り見学 ・避難訓練
11月	
12月	・クリスマス会

イ. クラブ活動

書道、園芸、華道、料理等（材料費等の実費を頂きます。）

6) 複写物の交付

ご契約者（ご利用者）は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧することができますが、複写物を必要とする場合には個人情報規程に準じて、実費をご負担いただきます。

○1枚につき：10円

7) 日常生活費

ご利用者が日常生活上において、通常必要となるものに係る費用であって、ご利用者（ご契約者）にご負担いただくことが適当と認められる費用。但し、おむつ代は、介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

8) ご利用者の移送に係る費用

ご利用者の通院や入院時の移送サービスを行います。（地域内は、ご負担の必要はありませんが、地域外（北見市外）の移送については、適切な費用負担をいただけることになってはいますが、当事業所では無料で行います。）

- 9) ご契約者が、契約終了日までに利用者の居室を明け渡さない場合に、本来の契約終了日の翌日から、現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金をご負担いただきます。

ア. 料金

ご利用者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
料金(1日あたり)	6,360円	7,030円	7,760円	8,430円	9,100円

- イ. ご利用者が、要介護認定で自立または要支援と判定された場合は、下記のとおりとします。

○1日当たり : 6,360円